

ホームヘルプステーション関越中央

指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人関越中央病院が開設するホームヘルプステーション関越中央(以下、「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者等(以下、「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ホームヘルプステーション関越中央
- 二 所在地 群馬県高崎市北原町179-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術的指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。
- 四 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日まで365日とする。
- 二 営業時間 24時間
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 家事援助
- 三 家庭介護相談・指導

(利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

二 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う、指定訪問介護に要した交通費は、1回につき1km未満200円(＋税)、以後1km毎に200円(＋税)を加算する額とする。

三 複写物の交付代 1枚につき10円(＋税)

四 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

五 経済状況等の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う1ヵ月前までにご説明する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、別添のとおりとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

二 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所の施設、食器その他の設備又は飲用の水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

二 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、介護サービス終了の日から 5 年間保存するものとする。
- 五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人関越中央病院と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 2024 年 4 月 1 日から施行する。

介護保険通常の事業の実施区域一覧表

(2024 年 4 月 1 日)

市町村名	通常の事業の実施区域（片道 8 キロ以内の区域）
高崎市	足門町、井出町、後疋間町、金古町、北原町、菅谷町、塚田町、稲荷台町、中泉町、西国分町、東国分町、福島町、保渡田町、三ツ寺町、棟高町
	楽間町、行力町、沖町、我峰町、北新波町、南新波町、浜川町、菊地町、上小埜町、下小埜町、上小鳥町、築縄町、上並榎町、下小鳥町、並榎町、大八木町、小八木町、緑町、浜尻町、問屋町、飯塚町、大橋町、昭和町、末広町、飯玉町、稲荷町、天神町、日光町、正観寺町、中尾町、日高町、井野町、新保田中町、新保町、貝沢町、東貝沢町、西島町、京目町、大沢町、萩原町、上大類町
	箕郷町の一部 (柏木沢、生原、下芝、上芝、東明屋、矢原、西明屋、和田山、白川、富岡、金敷平、善地、松之原)
吉岡町	漆原、大久保、下野田、小倉、上野田、北下、陣場、南下、上野原
前橋市	池端町、清野町、上青梨子町、青梨子町、総社町高井、高井町、総社町桜ヶ丘、総社町植野、総社町総社、総社町、問屋町、元総社町、鳥羽町、大渡町、大友町、石倉町、下石倉町、新前橋町、古市町、江田町、小相木町、光が丘町、箱田町、前箱田町、後家町、朝日が丘町、青葉町、稲荷新田町、川曲町、大利根町、上新田町、下新田町、公田町、田口町、関根町、荒牧町、川原町、緑が丘町、敷島町、上小出町、下小出町、岩神町、昭和町、平和町、住吉町、千代田町、大手町、本町、紅雲町、南町、川端町、日輪寺町、南橋町、青柳町、龍蔵寺町、北代田町、若宮町、上細井町、下細井町、国領町、日吉町、若宮町、城東町、三河町、朝日町、上沖町、幸塚町、三俣町、下沖町、西片貝町、東片貝町、上泉町、文京町、天川原町、六供町、天川町、天川大島町、朝倉町、上佐鳥町、櫛島町、高花台町、小坂子町、勝沢町、小神明町、鳥取町、五代町、端気町 富士見町の一部 (石井、市之木場、漆窪、小沢、小暮、米野、田島、時沢、原之郷、引田、横室)
渋川市	八木原、半田、有馬、中村、行幸田
榛東村	長岡、山子田、新井、広馬場

注) 1. 区域は原則として町名、区域名で表示。

2. 通常の区域境界からの距離により交通費の追加負担をいただきます。

3. 追加交通費は 1 回につき 1 千円未満 200 円(+税)、以後 1 千円毎に 200 円(+税)の料金を加算します。

医療法人関越中央病院 法人介護部門

